

Q 子育て応援手当は、いつ支給されますか？

A 宇都宮市から令和7年9月分の児童手当を受給している方など、申請不要の方には、令和8年2月下旬に支給を開始します。以降、申請が必要な方や新生児分の手当などを順次支給していきます。

支給対象の方には、宇都宮市から送付するお知らせ等をご確認ください、

令和7年10月以降に出生した新生児分の受給者以外で、令和8年3月下旬になってもお知らせ等が届かない場合は、子ども政策課へお問い合わせください。

Q 申請が必要になるのは、どんな人ですか？

A 公務員の方や、令和7年10月1日以降の離婚等に伴い新たに児童手当の受給者となった方などです。

Q 公務員の子育て応援手当は、どこから支給されますか？申請が必要ですか？

A 公務員の方については、基準日（令和7年9月30日）時点で宇都宮市に住民登録がある場合は宇都宮市から支給します。

申請の際、児童手当を受給していることの職場からの証明が必要となりますので、職場の担当部署へお問い合わせください。

Q 海外留学している高校生の子どもは、子育て応援手当の対象になりますか？

A 海外留学として認定を受けるなど、令和7年9月分の児童手当の対象となっているお子様については、子育て応援手当も対象となります。

海外留学以外で国外転出し、令和7年9月分の児童手当の対象となっていない海外在住のお子様は対象外です。

Q 家族全員で令和7年12月に海外から帰国しました。子育て応援手当の対象になりますか？

A 令和7年10月1日以降に帰国（入国）された方については、子育て応援手当の対象外となります。

Q 現在宇都宮市在住ですが、令和8年2月末に家族全員で海外に転出する予定です。

子育て支援手当は受給できますか？

A 令和7年9月分の児童手当を宇都宮市から受給していた場合は、宇都宮市に申請していただくことで支給することができます。（出国前のお手続きをお願いします。）

ただし、銀行口座を解約してしまうと支給できませんのでご注意ください。

Q 令和7年11月に離婚してすぐに他市から宇都宮市に引っ越してきて、12月分から児童手当は私が受給することになりました。離婚前は夫が児童手当を受給していました。

子育て応援手当は、私が宇都宮市から支給してもらえるのですか？

A 申請していただくことで、宇都宮市から支給できる場合があります。

ただし、元配偶者から応援手当を受け取っている場合などは、支給できません。

子ども政策課へお問い合わせください。

Q 配偶者からのDVから非難するため、令和7年12月に住民票を異動せずに宇都宮市に引っ越し、宇都宮市から児童手当を受給することになりました。

子育て応援手当は、私が宇都宮市から支給してもらえるのですか？

A 申請していただくことで、宇都宮市から支給できる場合があります。

ただし、前居住市町村から元配偶者へ既に支給済みの場合などは、支給できません。

子ども政策課へお問い合わせください。

Q 転勤のため、令和7年11月に他市から宇都宮市に家族全員で転入しました。児童手当は11月分まで前市町村から受給しています。子育て応援手当はどこから支給されますか？

A 子育て応援手当は令和7年9月分の児童手当を支給した市町村から支給しますので、この場合は、前居住市町村から支給されます。

Q 宇都宮市内在住で、令和7年12月に離婚しました。現在も宇都宮市に居住し、児童手当は元夫から私へ受給者を変更しました。

私は子育て応援手当を受給できますか？

A 宇都宮市に申請していただくことで、支給できる場合があります。

子ども政策課へお問い合わせください。

Q 令和7年12月に他市から宇都宮市に家族で転入しました。令和8年2月に第2子を出産予定です。

第1子の子育て応援手当は、どこから支給されますか？

第2子の子育て応援手当を受給するには、どのような手続きが必要ですか？

A 子育て応援手当は令和7年9月分の児童手当を支給した市町村から支給しますので、第1子の手当は、前居住市町村から支給されます。

宇都宮市に転入後、2月に出生した第2子については、宇都宮市から支給します。申請は不要です。支給前にお知らせをお送りいたしますので、ご確認ください。

Q 家族全員宇都宮市在住です。児童手当は夫が受給していますが、子どもの教育費は私(妻)の銀行口座から引き落とされるため、子育て応援手当を私の銀行口座に振り込んでもらえませんか？

A 子育て応援手当は児童手当受給者の口座に支給することとなっていますので、申し訳ありませんが、児童手当受給者以外の口座への支給はできません。

Q 私が児童手当を受給していますが、児童手当とは別の口座に子育て応援手当を振り込んでもらうことはできますか？

A 支給前にお送りするお知らせに記載されている口座(児童手当支給口座)以外の口座への振込をご希望の場合は、受給者本人名義の口座に限り、変更届を提出し変更することができます。

なお、振込口座を変更した場合、支給時期は予定より1か月程度遅れますので、ご承知おきください。

Q 子ども家庭庁のホームページを見たら、対象は「令和8年3月31日までに出生した児童」となっていますが、宇都宮市では「令和8年4月1日までに出生した児童」となっています。どちらが正しいのですか？

A 宇都宮市では「令和8年4月1日までに出生した児童」が対象です。

国の制度では、対象児童を「令和8年3月31日までに出生した児童」としていますが、同じ学年となる児童の中で差が生じないように、宇都宮市では独自に、「令和8年4月1日まで」に対象を拡大して支給します。